

**中国・香港における道産水産物加工品販路拡大委託業務
企画提案指示書**

第1 目的

コロナウイルス感染症の影響による需要変化により、中食・内食向け加工品の消費拡大が期待される中国及び香港において、道産水産物加工品の販売キャンペーン等を実施する。

第2 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

第3 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月15日（金）まで

第4 業務内容

(1) 実施項目

- ① 量販店及びネット販売における選定加工品の販売促進
- ② SNS等を活用した知名度向上
- ③ フォローアップの実施
- ④ 業務処理計画書及び実績報告書の作成

(2) 対象品目

令和4年度中国・香港における道産水産物加工品商談会開催委託業務において、調理が容易で現地の嗜好にも合う有望な加工品として商談を実施した道産水産物加工品又はこれらの同等品（以下「選定加工品」という。）

(3) 実施場所

中国(上海市)及び香港

(4) 業務内容

- ① 量販店及びネット販売における選定加工品の販売促進

現地量販店（中国・香港各2店舗以上）及び現地で展開するオンラインストア（中国・香港各1店舗以上）において、選定加工品の販売促進キャンペーン（テスト販売）を、それぞれ1週間以上行う。

なお、実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 販売促進策の提案

キャンペーン実施に当たっては、多くの現地消費者に選定加工品の魅力を訴求し、購買意欲を高めるための販売促進策を、量販店及びネット販売それぞれについて複数案提案し、事前に委託者と協議すること。

イ 量販店における販売の工夫

量販店でのキャンペーン実施に当たっては、購入者に一定のインセンティブを設けることで販売促進につなげるとともに、販売員の起用、アレンジメニューの提案・試食、アンケートの実施など、対面販売の優位性を活かした販促手法を取り入れること。

ウ 量販店における会場設営

キャンペーン実施店舗と調整の上、ブースレイアウトを作成すること。なお、レイアウト作成にあたっては、効果的な展示・販売・PRにより道産水産物の魅力を最大限発信できるように工夫すること。

エ オンラインストアにおける販売の工夫

オンラインストアでのキャンペーン実施に当たっては、選定加工品を効果的に訴求する特設サイトを設置し、広くPR・誘客を図ること。なお、②のSNS等を活用した知名度向上の取組との連携・連動を図ること。

オ 選定加工品の準備

キャンペーンに必要な選定加工品を各種必要数準備すること。

カ 選定加工品の輸送及び保管

- ・ 選定加工品の輸送にあたっては、購入先（日本国内）から出港地までの輸送、輸出手続（商品の通関等輸出に係る一切の手続）、出港地から中国及び香港の目的港までの輸送、及び目的港から商談会実施会場までの一切の輸送並びに保管を行うこと。
- ・ 輸送にあたっては、選定加工品が求める温度管理(冷凍、冷蔵、常温等)を厳守すること。
- ・ 輸出にあたっては、関係国の関係法令に従い正規通関を実施すること。

キ 選定加工品リーフレットの作成

キャンペーンにおいて選定加工品の魅力を訴求するために、来場者に配付するリーフレットを作成すること。なお、その内容については、アレンジレシピや他の道産食品とのペアリングなど、商品単体としての魅力だけでなく、幅広い活用方法や楽しみ方についても盛り込むこと。

② SNS等を活用した知名度向上

現地インフルエンサーを起用してSNSに動画を投稿するなど、選定加工品の知名度向上を目的とした効果的な情報発信を、①のキャンペーン開催の2週間前から令和6年2月まで実施すること。なお、実施にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 販売促進キャンペーンへの誘客促進

①のキャンペーン（量販店、オンラインストアとも）への誘客促進につながる発信をすること。

イ 目標設定と計画的な発信

当該SNS等による発信が多くのターゲットに届くよう、閲覧数等の目標を設定し、計画的な情報発信に努めること。

ウ 閲覧状況の分析

当該SNS等による発信に係る閲覧状況を随時分析し、アで設定した目標の達成に努めるとともに、今後の選定加工品の販売促進につながるよう分析結果を整理すること。

③ フォローアップの実施

①のキャンペーンの実施結果を記録・分析するとともに、それを踏まえて、継続的な販売に向けた商談を実施すること。

④ 業務処理計画書及び実績報告書の作成

ア 業務処理計画書の作成

- ・ 委託業務に係る契約締結後、速やかに業務処理計画書を作成すること。
なお、業務処理計画書には、業務概要、実施内容、業務行程表、業務組織計画、打合せ計画、連絡体制の他、必要な事項を記載すること。
- ・ 計画に変更が生じた場合は、速やかに業務担当員と協議してその指示を仰ぐものとし、必要に応じ業務処理計画書を変更して提出すること。

イ 実績報告書の作成

業務終了後に提出する実績報告書は、次のとおりとする。

- ・ 実績報告書(委託契約書に示す様式による)

・ 成果品

| 名称 | 規格 | 部数 | 適要 |
|-------------------------------|--------------|----|---|
| 中国・香港における道産水産物加工品販路拡大委託業務 成果品 | 製本A4版 | 3 | 業務内容・成果を整理し記載すること。 |
| | 選定加工品リーフレット等 | 1 | 作成した資料を提出すること。 |
| | CD-R又はDVD-R | 1 | 製本のデータを編集可能なファイル形式で保存すること。 選定加工品リーフレット等、作成資料のデータを保存すること。 |

第5 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
- ① 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - ⑤ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ・ 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ・ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ・ 消費税及び地方消費税
 - ⑥ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ⑧ コンソーシアムの構成員が、本事業のプロポーザルで単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

第6 業務上の留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症及びグローバルリスクへの対応
 新型コロナウイルス感染症の影響による渡航困難等や国際情勢の変化に伴うグローバルリスクへの迅速かつ柔軟な対応など、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応についても、併せて企画提案すること。
- (2) 他の中国・香港事業との連携
 中国・香港への道産食品の輸出拡大を目的とする他の委託事業について、各受託者と調整の上、SNSでの一体的な開催周知やイベントの同日開催など、連携した事業展開に努めること。

第7 審査

企画提案は、次の事項について審査の上、総合的に判断して採点し、最も上位の得点を得た企画提案を採用する。

(1) 基本理念

道産水産物の輸出促進について、どのようなビジョンを持っているか。(現状分析、将来像、可能性、取組の方向性等)

(2) 応募動機

当該業務に対する取り組み意欲はどうか。

(3) 業務遂行の基盤

① 対象国に水産物の輸入や販路開拓等に精通した業務担当者が配置され、かつ十分な人員が確保されている等、国内外ともに提案内容が確実に実行される業務遂行体制を有しているか。

② 対象国における水産物の流通や需要状況について知見が深く、かつ水産物の輸入について豊富な経験・実績を有しているか。

③ 対象国の流通関係者（バイヤー、飲食店、量販店等）とのコネクションを有しているか。

④ 道内水産物の準備に必要な取引先・コネクションを有しているか。

(4) 企画提案内容

① 中国(上海市)及び香港で行う販売促進キャンペーンについて、当方が提示するすべての条件を満たし、かつそれらが実施可能と判断できる具体的な計画が示されているか。

② 委託業務の実施計画において、自社のもつ経験・実績・ノウハウを十分に活用した工夫が見られるか。

③ 本業務の成果が、相手国への道産水産物の輸出拡大に寄与していく具体的な構想、イメージを持ち、それに沿った効果的なフォローアップが可能か。

第8 予算上限（消費税を含む）

10,000 千円

第9 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書又は企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加しないものとみなす。

なお、参加表明後に不参加とする場合は、令和5年（2023年）5月10日（火）17時までに

第10（1）に示す本事業担当者に連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は、北海道に帰属する。

(5) 企画提案及び委託契約に使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 契約情報を収集するための窓口

第10（1）のとおり

(8) プロポーザル審査会での説明

参加事業者は、企画提案の内容について、プロポーザル審査会で説明するものとする。

ただし、参加事業者が5者を超えるときには説明を省略し、書類選考のみで行う場合がある。

(9) 審査結果及び受託者名

北海道ホームページで公表する。

(10) 企画提案及び事業実施にあたっては、必要に応じ日本貿易振興機構(JETRO)のサポート事業を活

用するなどして情報収集を図ること。

- (11) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

第10 参加表明書及び企画提案書の提出方法

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局水産経営課輸出促進係
担 当：輸出促進係長 新倉
電 話：011-204-5465 (直通)
FAX：011-232-8904
E-mail：niikura.toshiyuki@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限：令和5年(2023年)4月27日(木) 17時(必着)
- ② 提出場所：上記担当窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵便(書留郵便に限る。)
- ④ 提出様式：別添 参加表明書及び参加表明書作成要領のとおり

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限：令和5年(2023年)5月12日(金) 17時(必着)
- ② 提出場所：上記担当窓口
- ③ 提出方法：持参又は郵便(書留郵便に限る。)
- ④ 提出様式：別添 企画提案書作成要領のとおり